

那須塩原市環境影響評価条例 関係図書作成の手引き

令和4年4月

市民生活部環境課

目次

| | | |
|-----|--------------|-----|
| I | はじめに | P 1 |
| II | 作成図書と手続きの流れ | P 1 |
| III | 図書の作成 | P 3 |
| IV | 図書作成の共通の留意事項 | P 5 |
| V | 図書別の留意事項 | P 7 |

○略称

以下に示す名称についての略称は以下のとおり

| 名称 | 略称 |
|-----------------|------|
| 那須塩原市環境影響評価条例 | 条例 |
| 那須塩原市環境影響評価技術指針 | 技術指針 |
| 計画段階環境配慮書 | 配慮書 |
| 環境影響評価方法書 | 方法書 |
| 環境影響評価準備書 | 準備書 |
| 環境影響評価書 | 評価書 |
| 那須塩原市環境影響評価審議会 | 審議会 |

I はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが計画段階の配慮、調査・予測・評価、事後調査を行い、環境の保全に必要な措置を検討するとともに、その結果を公表して市民や専門家の意見を聴くことで、より良い事業計画を作り上げるための制度です。

環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）や栃木県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（県条例アセス）は、規模が大きな事業を対象としており、本市の地域特性に合わせた環境アセスメントが十分になされないおそれがあります。

そのため、那須塩原市環境影響評価条例に基づく環境アセスメント（市条例アセス）は、本市の地域特性に配慮して実施する必要がある事業、かつ、法アセスや県条例アセスよりも小規模な事業について行うこととしています。

本手引きを参考に、事業者は読みやすさ、わかりやすさの観点から作成するようお願いします。

II 作成図書と手続きの流れ

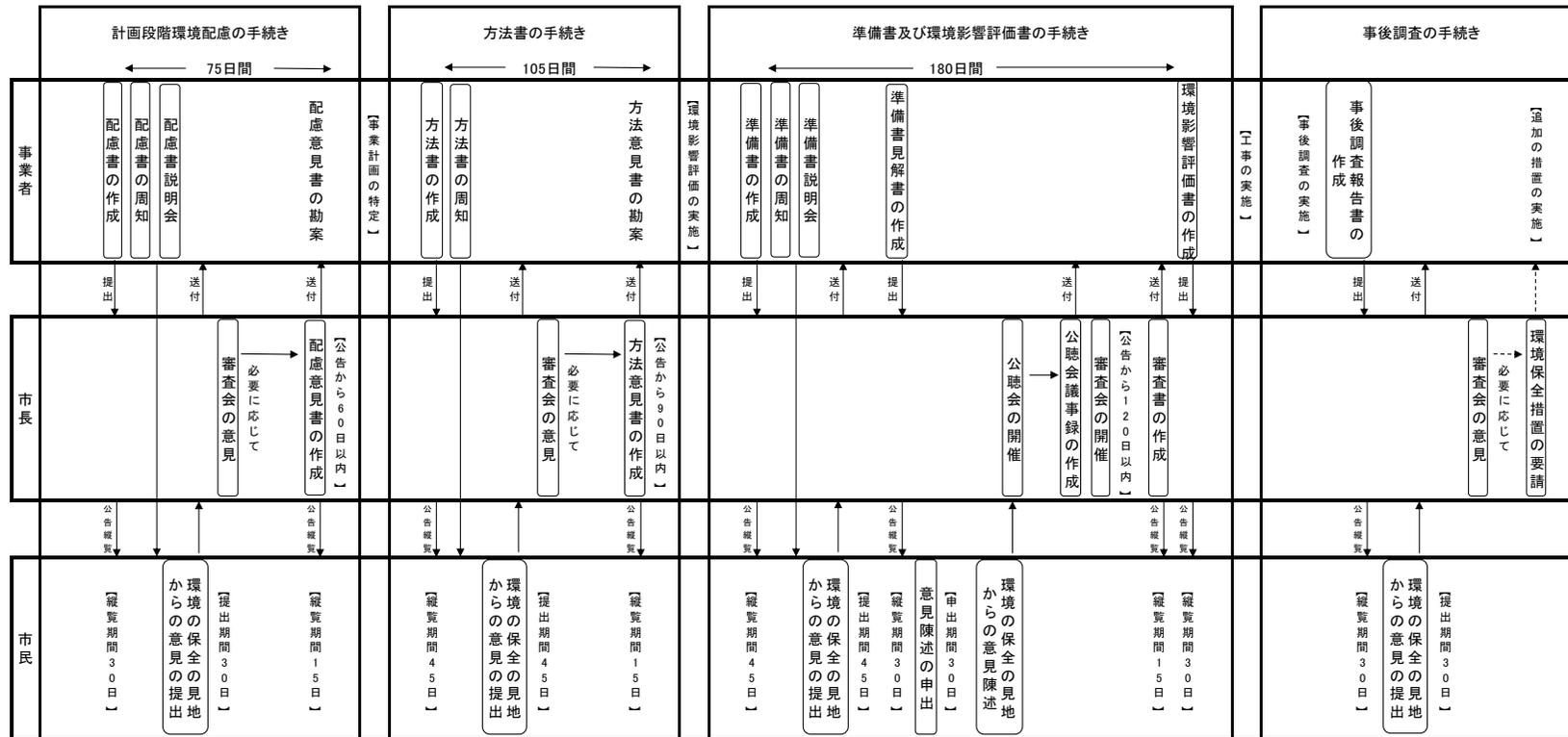
（1）作成する図書

図書の種類・概要については以下のとおりです。

| 種類 | 図書の概要 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配慮書※ | 事業者が、事業の位置・規模等の検討段階において環境保全のために適切な配慮すべき項目の検討結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書 |
| 方法書※ | 配慮書をもとに、対象事業に係る環境アセスメントの項目及び環境要素ごとの調査・予測・評価の手法等についてまとめ、住民等から意見を聴くための図書 |
| 準備書※ | 環境アセスメントを実施した結果をまとめ、住民等から意見を聴くための図書 |
| 見解書 | 準備書についての市民等の意見に対する事業者の見解を示す図書 |
| 評価書※ | 準備書の段階で寄せられた意見を踏まえ、必要に応じてその内容を修正し環境アセスメントを確定させる図書 |
| 事後調査報告書 | 工事中や供用開始後の環境の状態及び環境への負荷の状況及び環境保全措置の効果等について、事後調査計画に基づき調査を行った結果をまとめた図書で、住民等から意見を聴くとともに、必要に応じて再調査を行い、適切な環境保全措置を講じるもの |

※要約書（図書の内容を要約した書類）を併せて作成する。

(2) 手続きの流れ



※配慮書、方法書、準備書、評価書については、併せて要約書も作成する。

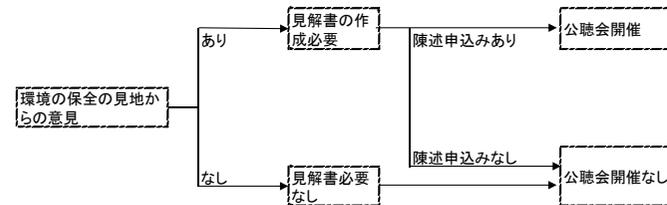
(3) 事業者が行う情報提供

各図書については、以下のように住民の方へ情報提供を行う必要があります。

| 図書 | 内容 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配慮書、方法書 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者の事務所又は適切な施設において配慮書、方法書を縦覧に供する必要があります。 ◆いずれかの方法により周知するよう努めてください。 ・概要版の作成及び配布 ・日刊新聞紙への掲載等その他適切な方法 ◆説明会を開催する必要があります。 |
| 準備書 | <ul style="list-style-type: none"> ◆事業者の事務所又は適切な施設において準備書を縦覧に供する必要があります。 ◆いずれかの方法により周知するよう努めてください。 ・説明会の開催 ・概要版の作成及び配布 ・日刊新聞紙への掲載等その他適切な方法 |

(4) 見解書の作成、公聴会の開催

準備書に対する意見、陳述申し込みの有無により手続きが異なります。



Ⅲ 図書の作成

(1) 提出方法

図書及び電磁的記録（電子データ）を提出する際には、以下の様式を参考とした提出書を添付してください。

例

| |
|------------------------------------------------|
| 令和 年 月 日 |
| 那須塩原市長 |
| (提出者) 所在地 |
| 事業者名称 |
| 代表者氏名 |
| (事業の名称) 計画段階環境配慮書の提出について |
| 那須塩原市環境影響評価条例第7条の規定に基づき、別添のとおり計画段階環境配慮書を提出します。 |
| (連絡先) |

(2) 提出部数

以下の図書について、各20部提出してください。

| 図書等の名称 |
|---------|
| 配慮書 |
| 配慮書要約書 |
| 方法書 |
| 方法書要約書 |
| 準備書 |
| 準備書要約書 |
| 見解書 |
| 評価書 |
| 評価書要約書 |
| 事後調査報告書 |

(3) 電子データについて

図書の提出時には、当該図書に係る電子データを併せて提出してください。なお、電子データの作成にあたっては以下の事項に留意してください。

○提出媒体、ファイル形式

提出する電磁的記録はCD-R等の光ディスクとし、レーベル面に図書名・事業者名を記す。ファイルはPDF形式とする。

○ファイルの分割

図書全編のデータと共に、章ごと、環境影響要因ごとに分割したデータを提出する。

- ① 図書全編のデータについては、ファイルの容量が20MBを超えないように分割する。
- ② 章ごと、環境影響要因ごとに分割したデータについては、ファイルの容量が4MBを超えないように分割する。

○図の解像度

図については、ウェブサイト画面の表示時においても読み取りができる解像度とする。

○本市公式ウェブサイトへの掲載

本市公式ウェブサイトにおいて、縦覧開始後から一定期間掲載するため、データについては、アクセシビリティ確保のためのフォントを埋め込み（テキスト情報）また、印刷や公開期間等に制限をかけないものとする。

なお、掲載するデータは、改変等、不正な行為が行われないよう本市において保護を行う。

(4) 提出年月日

図書の公告、ウェブ公表手続きに要する時間を考慮する必要があるため、図書の提出年月日については本市と調整してください。

IV 図書作成の共通の留意事項

(1) 図書の形態等について

図書については、以下の事項を参考にして作成してください。

○基本的事項

- ◇用紙 A4 版縦長を基本に、それ以外の規格の場合は折込等で対応する。
- ◇書式 横書きとする。
- ◇綴り方 左綴じとする。
- ◇表紙 表紙は耐久性のある紙質とする。
- ◇印刷 両面印刷を基本とする。A4 版以外の規格の場合はこれに限らない。
- ◇章区分 検索を容易にするため、章ごとに色紙等で区切りを入れる。
- ◇頁番号 ページは原則として通し番号で記載し、見開きの右側を奇数ページとする。章ごとにページ番号を記載する場合にも、通しのページ番号を併記する。

○図書の分冊

◇本編、資料編の区分

図書のページ数が膨大にならないよう記載内容を精査する。ページ数が相当数になるときは、資料を分冊化して本編と資料編に分ける。資料編には以下の事項等を示す。

- ・ 現況調査等の詳細、予測の条件や結果の詳細
- ・ 関係する法令等の内容
- ・ 入手困難な論文等

◇資料編の構成

本編の構成と連動したものとする。(本編には資料編の対応ページを記載し、資料編には本編の対応ページを記載する)

○その他

◇作成根拠の記載

図書の冒頭には、たとえば「はじめに」という項を設け、以下のように作成の根拠となる事項を記載する。

※「はじめに」の記載例

はじめに

本計画段階環境配慮書は、那須塩原市環境影響評価条例（令和2年条例第47号）に基づき、事業特性、地域特性および対象地域を勘案して選定した計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の手法及び評価の結果を取りまとめたものである。

(2) 図表、文章等について

各図書の中で使用する図表、文章等については、以下の事項に留意してください。

○地図、図表等

◇図の使用

図については、必要に応じてカラーを活用する。ただし、ユニバーサルデザインにも配慮し、配色等には十分に注意する。

◇図表のタイトル

図番号、図タイトルは当該図の下側に、表番号、表タイトルは当該表の上側に示す。図表番号は章番号等と関連付ける。

◇図の縮尺、表示範囲

配置図などの図面は、予測・評価などに必要な縮尺で、かつ鮮明で見やすいものを掲載する。

また、基本的に上側を北方向とし、図面中に方角を明示する。

◇図表の引用

前ページで掲載済みの図表を引用する場合には、該当ページ・図番号・図タイトルを記載することにより省略することができる。

◇著作物の引用

図書作成者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物であり、著作権法上の権利侵害の確認が必要なものについては、当該著作権者から引用及びウェブサイト上での公開についての許諾を得て、その旨を図書に記載する。

○文章等

◇書式等の統一

書式（フォント、文字の大きさ等）は図書内で統一する。なお、見出しや図表タイトル等については見やすくなるようフォント等の工夫をする。

◇専門用語の補足説明

図書に記載した専門用語は、巻末の用語集等において説明する。また、参考文献を利用した場合は、使用した既存資料等の出典を示す。

◇文章表現について

「わずか」、「やや」、「かなり」などの抽象的な表現は原則として使用しない。

やむを得ず使用する場合は、図書の全体を通して統一基準を用いるように努め、あいまいな表現及び恣意的な表現は避ける。

◇著作物の引用

地図、図表等と同様に必要に応じて許諾を得て、その旨を図書に記載する。

V 図書別の留意事項

(1) 配慮書

配慮書段階の図書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

○対象事業の目的、内容

事業計画については、市民等が事業内容を具体的にイメージできる表現に努め、可能な限り詳細に示す。

また、事業計画において、事業実施想定区域、施設の規模、配置、構造、形状等のどの段階までが確定しているかを明示するとともに、配慮書に記載された複数案の設定に至るまでの経緯を記載する。

○実施想定区域及びその周辺地域の概況

◇地域概況の記載方法

地域概況においては、事業特性、地域特性を勘案して、簡潔に取りまとめて記載する。また、単に地域環境の概況を列記するのではなく、当該地域の特性について理解できるよう、論理的かつ分かりやすい表現に努める。

◇写真等の掲載

地域概況として、実施想定区域周辺の状況をより正確に把握できるよう、航空写真や周辺の現況写真等を掲載する。

○計画段階配慮事項の選定

◇環境影響要因の選定

事業計画の内容等を踏まえ、事業特性及び地域特性を勘案して環境影響要因を選定する。

◇環境影響評価項目の選定

環境影響要因ごとに、当該要因によって環境影響を受ける恐れのある環境影響評価項目を客観的かつ科学的に選定する。

○調査、予測及び評価の手法の選定

◇簡易な手法による予測

配慮書段階においては、原則として比較的簡易な手法により予測、評価を行う。理論に基づく計算や解析等により定量的に予測する手法あるいは既存の事例や学術文献を参考として選定する。

○調査、予測及び評価の実施

◇評価の記載方法

複数案間の相対的な評価と併せて「環境影響の回避・低減の観点」、「国又は那須塩原市等による環境保全施策との整合性の観点」からの評価を記載する。

◇環境配慮の方向性

複数案の評価を踏まえて、それぞれの案について、環境影響を回避又は低減するための方向性について事業者の見解を記載する。

(2) 方法書

○事業特性及び地域特性の把握

複数案の検討の結果、現在の事業計画に至るまでの検討経緯について、意思決定の過程を整理したうえで、特性に関する情報を把握する。

○環境影響評価の項目の選定

◇項目の選定

技術指針別表1を参考に、事業の実施により影響を受けると想定される環境影響要因ごとに選定する。

◇選定、非選定の理由の記載

環境影響評価の項目として選定した理由と併せて、選定しなかった項目についてもその理由を記載する。

○調査、予測及び評価の手法の選定

調査・予測の方法、時期、地点等の詳細な内容を表にするなど、理解しやすいよう適切に整理して示す。

○配慮書に対する意見と見解

配慮書についての市民意見及び市長意見とそれに対する事業者の見解は、見開きページで見やすく作成する。

(3) 準備書

準備書段階の図書の作成にあたっては、以下の事項について留意してください。

○予測結果の表記方法（表）

事業実施による環境影響の程度を理解しやすいものとするため、調査、予測の結果を表形式でまとめる。表には規制基準値や環境基準等の目安となる指標を併記し、基準等を満たしていない箇所については網掛け等を行う。

また、道路交通騒音・振動等、端数処理後の数値の比較では事業実施による環境への影響の程度を詳細に把握できない場合は、端数処理前の数値をカッコ書きにて併記する。

○予測結果の表記方法（図）

調査、予測の結果を地図上に示す場合には敷地境界や工事範囲を示す。また、詳細が確認できるよう必要に応じて、その周辺を拡大したもの等を示す。

なお、予測結果を示した図（コンター図等）には特に環境上の配慮が必要であると考えられる施設（学校、病院等）の位置を適宜明示する。

○評価の目安の記載

規制基準や環境基準等の目安となる指標がない環境影響評価の項目については、事業実施による環境影響の程度を客観的に理解できるよう、評価において類似事例との比較等の目安となる数値を示すことが望ましい。

○事後調査計画の策定

◇一覧表の作成

準備書に記載した事後調査計画を基に、調査項目、調査方法、調査場所、調査時期を一覧にまとめる。

◇図表の活用

必要に応じて図表を用いるなど、当該図書のみで調査場所、調査時期等の情報が明確に分かるように示す。

◇調査地域、調査地点の選定

調査地域、調査地点については、原則として、予測地域、予測地点と同一の地域、地点とし、環境影響評価の結果により地域の拡大、地点の追加を検討する。

(4) 評価書

評価書段階の図書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

○市民意見、市長意見への対応

市民意見や市長意見等を踏まえ、準備書の内容を適切に修正する。

○修正理由の明示

予測方法や数値を修正することにより予測結果が変化する場合には、必要に応じてその理由を示す。

(5) 事後調査報告書

○環境基準との比較

環境基準や規制基準が定められている事後調査の項目については、調査結果と比較を行うために当該基準値を併記する。

また、その比較結果に対する事業者の見解を示す。

○予測結果との比較

調査結果と評価書に記載した環境影響評価の結果と比較するため、予測値等を併記する。

また、その比較結果に対する事業者の見解を占めす。

○苦情等への対応

対象事業に関連して環境上の苦情があった場合には、寄せられた苦情の内容及びその対応方法についても併せて記載する。

○環境の保全のために講じた対策

評価書に記載した環境保全措置だけでなく、事後調査結果を踏まえて追加で行った措置も含め、講じたすべての対策の内容、位置、効果等について図書等を活用して具体的に記載する。